

一般社団法人 宮崎県建築協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 宮崎県建築協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市別府町2番12号に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を宮崎県内の必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、会員相互の融和と信義を重んじ、会員間の互助の精神にのっとり一致協力して、会員の技術の改善進歩と経営の合理化を図り、社会的信用を確立し経済的地位の向上に務めることを目的とする。また、共益事業を通じ、建設文化の実現と社会公共の福祉に寄与貢献する。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員の道義昂揚と融和促進対策
- 二 会員の経済的地位の向上と社会的信用の確立
- 三 経営の合理化と技術の向上に関する調査研究
- 四 会員相互の技術交換及び各種団体との共同研修
- 五 労働災害及び交通事故防止の徹底並びに指導
- 六 関係官公庁並びに諸団体との連絡調査
- 七 会員及び従業員に関する表彰
- 八 その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項各号の事業は、宮崎県内において行なうものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(法人の構成員)

第7条 当法人の会員は、次の2種とする。

- 一 正会員
- 二 賛助会員

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の社員とする。

(社員の資格の取得)

第8条 当法人の社員になろうとする者は、第9条の定めるところにより申込をし、適正な手続きを経なければならない。

2 正会員となれる者は、宮崎県内に本社を置き、建設業に定める許可を受け且つ建築を主として営む業者であつて、次の各号に定める条件を充たす者とする。但し、建売業及び不動産業を主たる業とする業者と認められる者を除く。

一 建設業の許可を受けて10年以上営業の実績があること

二 建設業として国、県及び地方公共団体等の一般競争入札又は指名競争入札参加資格審査を受け、工事施工の実績があること

三 工事請負契約の履行にあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがないこと

四 本会の目的を達成するため協力し、当法人の秩序保持に協調するとともに社会通念的に人格・識見共信頼し得る基盤の確実な建設業者であること

3 賛助会員となれる者は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力する者で理事会の承認を得た者とする。ただし、本会の議決には参加しないものとする。

(社員の資格取得手続き)

第9条 当法人の会員となるには、前条の資格を有し、正会員2名以上の推薦を受け、理事会の承認を得た後に所定費用を納入して入会することができる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に所定費用を納入しないときは、その承認を取り消すものとする。

(経費の負担)

第10条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員若しくは賛助会員となつたとき及び毎年、会費を納入する義務を負う。

2 会費の額、算出方法は、理事会の決議において決定された額とする。

3 会費は、年度当初に一括納入を原則とするが、分納することもできる。

(正会員の代理人の権限)

第11条 正会員は、代理人を定め、当法人の権利義務の一部を行使させることができる。但し、社員総会及び理事会並びに監事の業務に関しては、代理人が権利義務を行使することはできない。

2 代理人は正会員の属する企業の役員若しくは正社員でなければならない

(任意退会)

第12条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が退会しようとするときは、あらかじめ当法人に通知し、未納会費等の整理をした後に退会しなければならない。

(除名)

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により除名することができる。

一 この定款その他の規則に違反したとき

二 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

三 当法人の事業を妨げ又は妨げようとする行為をしたとき

四 犯罪その他会員の信用を失う行為があつたとき

- 五 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 除名対象会員に対し、社員総会の開催日より1週間以上前までに聴聞の機会を与える旨の通知を行い、社員総会において聴聞の機会を与えた後でなければ、除名することはできない。

(社員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 当該社員が会費その他本会に支払う金銭の支払いを怠り、催告後1ヶ月経過しても義務を履行しないとき
- 二 当該社員が、事業を廃止又は破産若しくは成年被後見人等の制限行為能力者となったとき
- 三 当該社員が死亡又は解散したとき
- 四 当該社員の属する事業所が銀行取引停止処分を受け、事業の存続が不可能となったとき
- 五 総社員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(届出義務)

第16条 社員並びにその相続人若しくは承継者は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちにこれを当法人に届けなければならない。

- 一 事業の廃止
- 二 会員の死亡
- 三 名称又は代表者の変更
- 四 事業所又は事務所の所在地の変更

(拠出金の不返還)

第17条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

- 2 剰余金が発生するときであっても、特定の個人及び団体に剰余金の分配を受ける権利を与えない。

第3章 社員総会

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第19条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会の基準
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 四 会長の承認
- 五 予算、決算並びに事業計画の承認
- 六 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 七 定款の変更
- 八 解散及び残余財産の処分
- 九 長期借入金並びに重要な財産若しくは不可欠特定財産の処分の承認
- 十 理事会において社員総会に付議した事項
- 十一 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

- 第20条 総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき又は社員の5分の1以上の請求があったときに、開催することができる。

（招 集）

- 第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会の招集は、少なくとも開催日の10日前までに文書をもって全ての正会員に通知しなければならない。
 - 3 総会の招集は、総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員が、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議 長）

- 第22条 総会の議長は、会長、副会長を除く出席正会員のうちから、その総会において選任する。
- 2 議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。
 - 3 議長は、その命令に従わない者、その他総会の秩序を乱す者を、退場させることができる。

（副議長）

- 第23条 総会の副議長は、会長、副会長及び議長に選出された者を除く出席正会員のうちからその総会において選任する。
- 2 副議長は、当該総会の秩序を維持し、議長を補佐する。

（議決権）

- 第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 2 正会員は、他の出席正会員に代理権を附与して議決権を行使させることができる。ただし、代理権限を証する書面を提出しなければならない。

（定足数）

- 第25条 総会の開催は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席したときに成立する。

- 2 代理権を行使するときは、代理権限を証する書面をもって出席とみなし、定足数に加える。なお、当法人の承諾あるときは、書面に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(決 議)

第26条 総会の決議は、出席した当該正会員の議決権および委任状による議決権の過半数をもって行う。

- 2 議決権の行使につき、次の方法によるものも認める。
 - 一 郵送書面
 - 二 電磁的方法
 - 三 ファクシミリ
- 3 第1項の規定に係わらず、次の決議は総正会員の過半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 不可欠特定財産の処分
 - 六 その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条に定める定足数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書 記)

第27条 総会議事を補佐させるため、議長は書記を指名することができる。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、あらかじめ議事録署名者を出席者のうちから2名指名し、議事録に議事の経過を記録させる。
- 3 議長及び議事録署名者は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会の決議の省略)

第29条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

- 2 前項の規定により定時社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第30条 理事が全正会員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき全正会員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

なす。

第4章 役員

(役員を設置)

第31条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上16名以内
 - 二 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち会長を1名、副会長を若干名、専務理事を1名とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。当法人の正会員以外から理事として外部役員を選任する場合には、その総数は理事の半数を超えてはならない。また、当法人の正会員以外から監事として外部役員を選任する場合には、その数は1名までとする。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定し、総会において承認する。なお外部役員は、会長になることはできない。
- 3 副会長は、理事の中から理事会の決議を経て、会長が任命する。なお外部役員は、副会長になることはできない。
- 4 専務理事は、理事若しくは学識経験者の中から理事会の決議を経て、会長が任命する。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行することで会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、事務及び連絡の総括を行い、会務の運営を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事の数第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

第36条 理事および監事は、社員総会の議決により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - 三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第38条 当法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第39条 理事及び監事は無報酬とする。

(顧問・相談役)

第40条 当法人に、任意の機関として、顧問若しくは相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問、相談役の選任および解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問、相談役は、次の職務を行う。
 - 一 会長の相談に応じること
 - 二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 4 顧問、相談役の報酬は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第41条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長が行う。

(理事会の権限)

第42条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び副会長の選定及び解職
- 四 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 五 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 六 会員相互の融和と信義に関する調整事項
- 七 経費徴収の額及び方法の決定
- 八 予算、諸規程等の作成と運用実務に関する事項
- 九 その他業務の執行に関する事項で、理事会で必要と認めた事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- 六 第38条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第43条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、原則として2か月に1回行う。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(理事会の招集)

第44条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が理事会を招集する。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が出席できない場合において、電話会議若しくはテレビ会議での参加が可能ときは、これを有効な出席とする。
- 3 決議を理事の代理人が行うこと又は書面を持ちまわして決議すること並びに電子メールを利用して決議することはできない。
- 4 前項の規定に係わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長はあらかじめ出席理事の中から議事録署名者を2名指名し、議事の経過を記録させるとともに、会長及び議事録署名者は議事録に記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第48条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の長は、会長が任命し、委員会の議長となる。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第49条 当法人に事務局長以下職員を若干名置くことができる。職員は理事会の承認を得て会長が任免し、会長の指揮命令を受けて、会務を処理する。

- | | |
|--------|-----|
| 一 事務局長 | 1名 |
| 二 職員 | 若干名 |
| 三 嘱託 | 若干名 |

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第50条 当法人は、事業目的を達成するために不可欠な特定の財産として、基本財産を持つことができる。

- 2 前項の財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときはあらかじめ理事会及び社員総会の承認を必要とする。

(資産の構成)

第51条 資産は、次にあげるもので構成する。

- 一 入会金
- 二 会費
- 三 寄附
- 四 事業収入
- 五 その他収入

(資産の管理)

第52条 資産は会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により定める。

(経費)

第53条 当法人の経費は、資産をもって支弁し、臨時の費用は、その都度徴収することができる。

(事業年度)

第54条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第55条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会において承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、会員の閲覧に供するものとする。
- 3 社員総会において、新事業年度の予算が決定するまでは、前事業年度の予算を基準として、経費の支出を行うものとする。

(事業報告及び決算)

第56条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間据え置き、会員の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に据え置き、会員の閲覧に供するものとする。
- 一 監査報告
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 三 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第58条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であつて総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、解散することができる。

(剰余金)

第59条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第60条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、次の団体等に贈与する。

- 一 国
- 二 地方公共団体
- 三 公益社団法人又は公益財団法人
- 四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

第10章 褒章

(褒章)

第61条 当法人は、本会発展のため特別に功労のある者及び永年に亘り業界のために功績のあった者に対して、その労を犒うと共に益々志気を鼓舞することを目的として、褒章を行うことができる。

(褒章規程)

第62条 褒章の規程及び基準は別に定める。

第11章 雑則

(情報公開)

第63条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第64条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委任)

第65条 この定款に定めるほか、事業執行、会計その他必要な事項は、理事会の決議を経て処理する。

2 理事会は、業務執行に関し、必要な細則を定める事ができる。

(特別の利益の禁止)

第66条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員を選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。